

東久留米市立学校適正配置等に関する 検討委員会報告書

平成 2 8 年 2 月

東久留米市教育委員会

東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書

目 次

I はじめに.....	1
第1 報告書について	1
II 本論.....	2
第1 文部科学省策定「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」について	2
1. 公立小・中学校の適正規模・適正配置について.....	2
2. 適正規模を下回る場合の対応について	2
第2 「東久留米市立学校再編成計画」の進捗状況について.....	2
1. 西部地域（滝山小学校区域）の小学校再編成	3
2. 中部地域の小学校再編成	3
3. 東部地域の小学校再編成	3
4. 西部地域（下里小学校区域）の小学校再編成	3
5. 中学校の再編成.....	3
第3 東久留米市の学校の現状	4
1. 平成27年5月現在の学級数及び児童・生徒数の状況.....	4
2. 学校を取り巻く環境の変化	4
3. 小学校の状況	9
4. 中学校の状況	9
第4 手引に基づく検討	9

1. 速やかに検討が必要な学校	11
2. 今後の教育環境の在り方を検討することが必要な学校.....	14
Ⅲ 結論	16
参考資料	17
東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会設置要綱.....	17
東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会開催経過.....	18
東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会委員名簿.....	18
各種資料等	19

I はじめに

第1 報告書について

東久留米市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成等について必要な事項を検討するため、東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を平成27年5月に設置しました。

東久留米市の学校適正配置は、平成14年11月に策定した「東久留米市立学校再編成計画」（以下「学校再編成計画」という。）を基本として進められてきており、これまでに滝山小学校、第八小学校、第四小学校（いずれも当時名称）が閉校となりました。また、この計画の中では西部地域（下里小学校区域）及び中学校の再編成が示されていますが、その部分については未着手です。

平成27年1月27日に、文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（以下「手引」という。）が示されました。この手引は昭和32年の「学校統合の手引」以来、58年ぶりの策定となります。

この報告書は、本市の学校再編成計画を手引に照らして検証し、その結果を報告するものです。

Ⅱ 本論

第1 文部科学省策定「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」について

文部科学省は、公立小・中学校の設置者である市町村が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた手引を平成27年1月に策定しました。

1. 公立小・中学校の適正規模・適正配置について

国は、学校教育法施行規則等で小・中学校の学級規模の標準を12～18学級としています。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等の条件として、徒歩や自転車による通学距離を小学校4キロ、中学校6キロ以内としていることから、それらが通学距離の目安とされています。それに加え、今回策定された手引では、公共交通機関を使った場合の通学時間の目安を「概ね1時間以内」としました。

2. 適正規模を下回る場合の対応について

学級数が少ないことによる学校運営上の課題、教職員数が少なくなることによる課題やそれらが児童に与える影響なども盛り込み、今回の策定においても学級規模は小・中学校とも標準を12～18学級としました。標準から外れた場合には基本的に統合を検討することとしていますが、地理的条件などにより統合ができない場合についても理解を示し、小規模校を存続する場合には小規模校のメリットを最大限生かし、デメリットを解消・緩和する方策が重要であるとしてしました。

第2 「東久留米市立学校再編成計画」の進捗状況について

学校再編成計画は、策定から13年が経過しました。この間、学校教育を取り巻く状況の変化があり、また、既に完了している事項もあることから、学校再編成計画を新たな状況に対応させるべく再検証が必要と考えました。これまでの再編成計画の進捗状況は以下のとおりとなっています。

1. 西部地域（滝山小学校区域）の小学校再編成

平成14年11月に策定された学校再編成計画を基に、滝山小学校が平成16年3月末をもって閉校となりました。

2. 中部地域の小学校再編成

滝山小学校閉校後、学校再編成の課題を整理・検討する中で平成19年8月に「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）」（以下「基本プラン」という。）を策定、中部地域の学校再編成に着手し、第八小学校が平成22年3月末をもって閉校となりました。

3. 東部地域の小学校再編成

東部地域については、平成22年4月に「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」が策定され、これにより第四小学校が平成24年3月末をもって閉校となりました。

4. 西部地域（下里小学校区域）の小学校再編成

学校再編成計画には「小規模校である下里小学校は、第七小学校及び第十小学校との統合を基本に地域内再編成を行います。」という計画が示されています。

平成25年4月に、第七小学校の児童数増加への対応に迫られたことなどを理由として、下里地域の通学区域変更の検討を行いました。第七小学校の児童数推移が減少傾向であることが明らかになったこと等に伴い通学区域の変更は見送られました。

5. 中学校の再編成

学校再編成計画では「中学校については市域全体（7校）での再編成を基本とし、今後の生徒数の推移・推計や各地域の状況等、客観的条件を加味して具体的に検討します。」との記述にとどまっています。また、大門町にある国家公務員住宅に整理統合の話が持ち上がった時期があり、新しい中学校の用

地として候補に挙げたことがありました。しかし、現在は東日本大震災をうけ、国の中で整理統合の構想が凍結されている状況です。

第3 東久留米市の学校の現状

1. 平成27年5月現在の学級数及び児童・生徒数の状況

学校基本調査によれば、平成27年5月現在の学級数及び児童・生徒数は、別表1・2のようになっています（ただし、学籍のみの児童・生徒は除く）。

2. 学校を取り巻く環境の変化

東京都の「平成27年度 教育人口等推計の概要について（速報値）」（以下「教育人口等推計」という。）によれば、東京都全体における小学校新入学児童数は微増、中学校新入学生徒数は微減という傾向を示しています。この小学校新入学児童数の微増傾向は、平成25年度から始まっています。全国レベルでは少子化が改善されている状況はないため、この微増傾向が今後も固定化されるとはいえませんが、過去2年でみると東京都内では児童総数も新入学児童数も実際に増えてきています。

東久留米市の小学生の数（別表3・4）も、市全体では横ばいからやや微増という傾向が示されています。また、中学校は横ばいからやや微減となっています。しかし、現在の小学生が中学生になる3年～6年後には中学校も微増になっていくことが想定できます。

しかしながら、地域を学区ごとに見ていくと児童・生徒数の増減に差がみられ、児童・生徒数が増加傾向にある学区、減少傾向にある学区に分かれているのが実状です。駅前のエリアや市中南部のエリアにおいては著しく児童・生徒数が増える予想が出されている一方、市の東部および西部エリアでは一部を除いて減少傾向が続いています。

増加傾向の学校では施設の制約による教育面の影響など、減少傾向の学校では集団の中で社会性やコ

コミュニケーション能力を育てる上での問題等が生じやすくなります。こうしたことから、学校規模適正化は現状にあっても解決しなければならない課題といえます。

平成27年1月に示された文部科学省の手引は、その副題にもあるとおり少子化に対応することを主眼とした内容となっています。しかしながら、東京都及び東久留米市では、増加する児童・生徒への対応と減少する児童・生徒への対応の両面が同時に求められており、全国的な傾向とはその問題の性質を異にする地域特性があります。

単純に考えれば、増加傾向の学校から減少傾向の学校に児童が移るよう、学区域の変更を行えば両方の課題は解決するように思えます。しかしながら、平面的に考えると、増加校と減少校が隣接しているわけではなく、増加校は増加校と隣接し、現状水準維持校を挟んで、減少校が減少校と隣接しているような状況です。そのため、学区域変更によって増加・減少の両方の課題を解決することは困難です。

【別表 1】平成 27 年度小学校児童数及び学級数(平成 27 年 5 月 1 日現在)

《通常学級》

小学校名	1 年生		2 年生		3 年生		4 年生		5 年生		6 年生		児童 数計 (人)	学級 数計
	児童 数	学級 数	児童 数	学級 数	児童 数	学級 数	児童 数	学級 数	児童 数	学級 数	児童 数	学級 数		
第一小学校	80	3	89	3	80	2	76	2	79	2	90	3	494	15
第二小学校	90	3	81	3	91	3	94	3	105	3	92	3	553	18
第三小学校	59	2	94	3	69	2	80	2	79	2	84	3	465	14
第五小学校	115	4	89	3	106	3	102	3	87	3	108	3	607	19
第六小学校	60	2	48	2	54	2	45	2	54	2	56	2	317	12
第七小学校	89	3	81	3	101	3	95	3	102	3	108	3	576	18
第九小学校	83	3	96	3	105	3	91	3	77	2	98	3	550	17
第十小学校	67	2	54	2	61	2	43	2	60	2	67	2	352	12
小山小学校	61	2	67	2	59	2	53	2	63	2	59	2	362	12
神宝小学校	58	2	57	2	47	2	41	2	62	2	57	2	322	12
南町小学校	69	2	81	3	73	2	65	2	74	2	62	2	424	13
本村小学校	51	2	60	2	65	2	61	2	56	2	62	2	355	12
下里小学校	28	1	21	1	18	1	12	1	21	1	23	1	123	6
合 計	910	31	918	32	929	29	858	29	919	28	966	31	5,500	180

《特別支援学級》

小学校名	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	児童数計(人)	学級数計
第三小学校(知的)	2	2	2	5	6	4	21	3
第七小学校(知的)	4	5	3	3	4	2	21	3
神宝小学校(知的)	1	1	0	4	1	3	10	2
南町小学校(知的)	6	0	0	1	1	1	9	2
南町小学校(情緒)	1	2	3	2	5	2	15	2
合 計	14	10	8	15	17	12	76	12

【別表 2】平成 27 年度中学校生徒数及び学級数(平成 27 年 5 月 1 日現在)

《通常学級》

中学校名	1 年生		2 年生		3 年生		生徒数計(人)	学級数計
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数		
久留米中学校	165	5	174	5	152	4	491	14
東 中 学 校	70	2	67	2	73	2	210	6
西 中 学 校	141	4	152	4	149	4	442	12
南 中 学 校	144	4	143	4	135	4	422	12
大門中学校	113	4	110	3	129	4	352	11
下里中学校	141	4	129	4	120	3	390	11
中央中学校	129	4	124	4	127	4	380	12
合 計	903	27	899	26	885	25	2,687	78

《特別支援学級》

中学校名	1 年生	2 年生	3 年生	生徒数計 (人)	学級数計
東中学校(自閉症・情緒)	5	5	2	12	2
西 中 学 校 (知 的)	8	3	1	12	2
中 央 中 学 校 (知 的)	6	6	8	20	3
合 計	19	14	11	44	7

【別表3】小学校：平成27年度 教育人口等推計の概要について（平成27年9月公表）※

小学校名	27年度 (実数)		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
第一小学校	495	15	496	14	496	15	486	15	502	15	481	14
第二小学校	558	18	587	19	592	19	608	19	656	20	718	21
第三小学校	465	14	469	14	458	15	433	14	432	15	382	13
第五小学校	609	19	639	20	681	20	708	21	721	22	782	24
第六小学校	318	12	330	12	333	12	350	12	358	12	366	12
第七小学校	576	18	557	17	538	18	518	18	478	16	477	16
第九小学校	550	17	551	17	567	18	581	18	572	18	588	19
第十小学校	352	12	320	12	321	11	313	11	285	9	274	9
小山小学校	362	12	357	12	348	12	350	12	347	12	345	12
神宝小学校	322	12	305	12	283	12	283	12	280	12	267	12
南町小学校	424	13	449	14	439	14	457	15	449	15	424	14
本村小学校	355	12	352	12	360	12	365	12	352	12	352	12
下里小学校	123	6	110	6	110	6	107	6	103	6	95	6
合 計	5509	180	5522	181	5526	184	5559	185	5535	184	5551	184

【別表4】中学校：平成27年度 教育人口等推計の概要について（平成27年9月公表）※

中学校名	27年度 (実数)		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
久留米中学校	491	14	489	14	465	13	458	12	462	12	489	13
東 中 学 校	210	6	216	6	226	6	224	6	218	6	215	6
西 中 学 校	442	12	441	12	412	12	421	12	424	12	449	12
南 中 学 校	423	12	434	12	415	12	418	12	415	12	437	12
大門中学校	352	11	324	9	326	9	322	9	320	9	302	9
下里中学校	390	11	411	12	408	12	377	11	362	11	346	10
中央中学校	380	12	372	11	362	10	348	9	344	9	361	10
合 計	2688	78	2687	76	2614	74	2568	71	2545	71	2599	72

※平成27年度教育人口等推計において、特別支援学級の数値は平成27年度実数を推計値としていることから表の作成は省略する。

3. 小学校の状況

学校再編成計画で未着手となっている西部地域（下里小学校区域）の状況ですが、対象校（第七小学校・第十小学校・下里小学校）のうち、下里小学校は適正規模を大幅に下回っており、手引によれば「学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」学校に位置付けられます（別表５）。第十小学校は平成２７年度においては適正規模の範囲内ですが、教育人口等推計で減少の傾向が示されており、「児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である」学校になることが予想されます（別表５）。第七小学校は現時点から将来推計において微減傾向ではありますが、適正規模の上限に近い学級数で推移しています。

4. 中学校の状況

中学校については、手引によれば東部地域の東中学校は適正規模を大幅に下回っており「生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である」学校とされます（別表６）。東中学校は現状では学校規模が十分でないと評価されますが、平成２７年度に上の原地区土地利用構想整備計画も決定されており、今後の生徒数の動向を見極めていく必要があります。

第４ 手引に基づく検討

手引の「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」に平成２７年９月公表の東京都の教育人口等推計結果（別表３・４）を当てはめると、該当する学校は別表５・６のとおりになります。

【別表 5】小学校：学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

学級数	状況	対応	該当校(※)
1～5	複式学級が存在する規模	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。	
6	クラス替えができない規模		下里小学校
7～8	全学年ではクラス替えができない規模	児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。	
9～11	半分以上の学年でクラス替えができる規模		第十小学校 (平成29年度以降)

【別表 6】中学校：学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

学級数	状況	必要な検討	該当校(※)
1～2	複式学級が存在する規模	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。	
3	クラス替えができない規模		
4～5	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討する必要がある。	
6～8	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模		東中学校
9～11	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模		大門中学校 下里中学校 中央中学校

※「平成27年度 教育人口等推計の概要について（速報値）」（別表3・4）を基に判断（平成27年9月現在）。

1. 速やかに検討が必要な学校

手引によると、小学校は6学級を下回る場合及び8学級以下で将来的に複式学級が発生する可能性が高い場合、中学校では3学級を下回る場合及び5学級以下で将来的に複式学級が発生する可能性が高い場合、「学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある学校」として位置づけられます。

東久留米市について教育人口等推計からみると、中学校は該当なし、小学校は下里小学校がこの基準に該当します。

ア 児童数の推移

下里小学校の児童数の推移をみると、平成11年度に全校児童数が200人を割り込み、全学年単学級になって以来、学級数は横ばい、児童数は逡減しています。複式学級が発生する予測は現時点では示されていませんが、平成32年度には全校児童数が100人を切る見込みです（別表3）。

イ 教育環境上の課題

手引には、小規模校に存在するメリットとして「少人数を生かした指導の充実」を挙げており、以下のような項目を例示しています。

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる

(ア) 学校運営上の課題

手引に挙げられている「学級数が少ないことによる学校運営上の課題」によると、下里小学校のような小規模校では下記のような課題が生じやすい状況があります。

- ① クラス替えが全部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ④ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑤ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑥ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑦ 児童から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑧ 教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎる

(イ) 教職員が少なくなることによる課題

学級数が少ないことにより配置される教職員数が少なくなります。それにより生じる可能性が高い課題には以下のようなものがあります。

- ① 児童の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 教員同士で切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい
- ④ 教員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない

- ⑤ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる

(ウ) 学校運営上の課題が児童に与える影響

手引には、上記のような課題が生じた場合に児童に以下のような影響を与える可能性があると例示されています。

- ① 集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい
- ② 児童の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難になる。
- ④ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑤ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑥ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑦ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい

ウ 地域の状況

下里小学校の学区で大きな面積を占める久留米西団地は、東京都住宅供給公社により管理運営されている昭和44年に建設された賃貸住宅です。

平成26年1月に策定された「公社一般賃貸住宅の再編整備計画」によると、東京都住宅供給公社は昭和39年度以前に建設された14,500戸を平成40年度までに再編整備をすることとしています。近隣市の昭和30年代建設の久米川駅東住宅や田無西原住宅などでも事業着手まで10年以上の期間が見込まれており、それ以降に建設された久留米西団地は再編整備計画の対象外となっています。こうしたことから、久留米西団地の再編整備による児童の増加は当面見込めません。

2. 今後の教育環境の在り方を検討することが必要な学校

手引において、小学校は9～11学級、中学校では6～11学級の場合が「生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要な学校」として位置づけられています。

教育人口等推計によると、小学校は第十小学校、中学校は東中学校、大門中学校、下里中学校、中央中学校がこの基準に該当します。

ア 児童・生徒数の推移

各学校の児童・生徒数の推移についてみると、第十小学校は平成31年度に9学級になる見込みです。手引によると、半分以上の学年でクラス替えができる規模ではありますが、学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要です（別表3・5）。

東中学校は、平成17年度以降6～8学級の状況が続いているうえ、教育人口等推計においても引き続き6学級が続く見込みとなっています。各学年が60～80人で推移し、5年程度の期間では単学級が発生する可能性は低いと予測されます（別表4・6）。

大門中学校、下里中学校、中央中学校については、教育人口等推計において適正規模は下回るものの、9学級（各学年3学級）を下回る予測は示されていないため、現時点では再編成の検討の必要はないものと考えます。

以上により、特に今後の教育環境の在り方を検討する必要がある学校は東中学校です。以下、東中学校の教育環境上の課題等について検討します。

イ 教育環境上の課題

東中学校においても 1 のイで示したような小規模校に見られる教育環境上の課題が生じやすい状況があります。そのなかでも教職員の数が少なくなることが大きな課題であると考えられます。教職員が少ないことにより「生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる」ことなどの課題が生じやすい環境にあるといえることから、今後の生徒数の推移等を見ながら適正規模に近づける方策を検討することが必要です。

ウ 地域の状況

平成 27 年 7 月に決定された「上の原地区土地利用構想整備計画」（平成 30 年度までの計画）には、計画区域に東中学校も含まれています。北部に低中層住宅を中心とした住宅地の形成を図る地区が計画されていることなどから生徒数が増加する可能性があるとはいえませんが、今後の生徒数の推移は現時点での予測が難しい状況です。

Ⅲ 結論

手引に照らして学校再編成計画に示された内容を検証した結果、速やかに規模の適正化に向けた検討を要するのは下里小学校です。学校再編成計画には「小規模校である下里小学校は、第七小学校及び第十小学校との統合を基本に地域内再編成を行います。」という計画が示されています。教育人口等推計によると、第七小学校は適正規模の上限に近い学級数で推移し、第十小学校は今後も児童数の減少が続き、平成31年度に9学級になる見込みです。このことから、再編成の対象から第七小学校を除き、下里小学校は第十小学校への統合を基本にして地域内再編成を検討する必要があります。

東中学校については、上の原地区土地利用構想整備計画が進められていることから、今後の生徒数の推移等を見ながら、今後の教育環境の在り方を検討することが必要といえます。

大門中学校、下里中学校、中央中学校についても、小規模校にみられる教育上の課題等が生じた場合には速やかに検討を行えるよう、将来推計に注視していく必要があります。

また、例えば大門町の国家公務員住宅などの国有地等の再編成計画など学校用地として活用可能な土地取得が見込める状況が生じた際は、速やかに学校再編成にかかる検討が行えるよう情報収集に努めます。

東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会設置要綱

東久留米市教育委員会訓令乙第15号

東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年5月25日

東久留米市教育長 直 原 裕

東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成等について必要な事項を検討するため、東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討委員会の所掌事項は次のとおりとし、検討結果を教育長に報告する。

- (1) 東久留米市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成に関する事
- (2) 東久留米市立学校の適正配置と通学区域の地域内再編成に伴う条件整備に関する事
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部参事
- (3) 教育部教育総務課長
- (4) 教育部学務課長
- (5) その他検討委員会が必要と認めた者

(委員長等)

第4 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長が務める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、この要綱の施行の日から教育長に検討結果を最終報告する日までとする。

(会 議)

第6 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(報 告)

第7 検討委員会は、必要に応じて教育長に検討経過を報告し、協議するものとする。

(事務局)

第8 検討委員会に事務局を置き、教育部学務課において事務进行处理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会開催経過

会議	開催日	主な議題
第1回	平成27年6月 1日	(1) 副委員長選出 (2) これまでの経過について
第2回	平成27年7月17日	(1) 各学校の現状について (2) 東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書(案)について
第3回	平成27年9月 1日	東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書(案)について
第4回	平成27年9月29日	東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書(案)について
第5回	平成27年10月20日	東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会報告書(案)について

東久留米市立学校適正配置等に関する検討委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
教育部長	師岡 範昭	委員長
教育部参事	加納 一好	委員
教育部教育総務課長	遠藤 毅彦	委員
教育部学務課長	傳 智則	副委員長

各種資料等

検討委員会では、以下の各種資料及びデータをもとに検討を行いました。

- 「東久留米市立学校再編成計画」（平成14年11月、東久留米市教育委員会）
- 「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）」

（平成19年8月 東久留米市教育委員会）

- 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月 文部科学省）
- 「平成27年度 教育人口等推計の概要について（速報値）」（平成27年9月 東京都教育庁）
- 「小学校施設使用状況図面」（平成27年 東久留米市教育委員会）